

令和7年度
共同利用・共同研究システム形成事業
～学際領域展開ハブ形成プログラム～
公募要領

令和7年4月

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

～ 目次 ～

1. 趣旨	2
2. 対象機関及び事業概要	3
(1) 公募対象とする機関	
(2) 事業内容	
(3) 採択予定件数	
(4) 支援期間及び評価	
(5) 経費	
(6) 関連施策との関係	
3. 申請と審査	6
(1) 申請者	
(2) 申請内容	
(3) 審査の観点	
(4) 審査方法	
4. 留意事項	8
5. 申請方法及びスケジュール	20
(1) 申請書類等の提出方法	
(2) スケジュール	
6. 問い合わせ先	22

～ 申請書類の様式 ～

- 【様式1】申請書
- 【様式2】申請体制
- 【様式3】申請内容
- 【事業概要資料】

1. 趣旨

我が国全体の研究力を向上させていくためには、個々の大学の持つ強みを引き上げることと同時に、個々の大学や領域を超えた連携を拡大・促進することで、全国の国公立大学等に広く点在する研究者のポテンシャルを引き出していくことが必要不可欠です。

昨今、他の先進諸国と比較して我が国の研究力低下が懸念される中、「国際卓越研究大学制度」や「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」など、新たな研究大学への支援を通じて、個々の大学が持つ強みを引き上げる施策が具体化され、各大学単位の成長や相互の切磋琢磨が進んでいる現状があります。しかしながら、こうした施策のみでは、大学の枠にとらわれない研究者・研究組織の交流や連携に基づく、広範な領域での研究活動の契機が限られ、各分野の活動単位や厚みが小さくなるとともに、新たな分野が開拓されにくい状況になりかねないことが懸念されます。

一方、我が国においては、大学共同利用機関や国公立大学の共同利用・共同研究拠点等を中核とした、大型・最先端の研究設備や大量・希少な学術資料・データ等を、個々の大学の枠を超えて全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行う「共同利用・共同研究」が、独自の研究エコシステムとして機能し、学術研究の発展に大きく貢献してきています。

「学際領域展開ハブ形成プログラム」（以下「本プログラム」という。）においては、このような特定分野の中核性に基づいて形成されてきた共同利用・共同研究体制の蓄積を基礎としつつ、これまで大学の枠にとらわれない研究体制を構築してきていない分野にもそのメリットを広げていく観点から、共同利用・共同研究体制の構成機関が従来と異なる研究機関・研究者コミュニティと連携するための「新たなシステム」（ハブ）を形成し、全国の研究者が参画可能な共同利用・共同研究体制を中核とした、新しい学際研究領域を開拓します。これにより、当該分野を超えた共同研究の発展や学際研究領域への展開を加速し、全国の研究者がこれまで以上に新たな学際研究に参画する機会の拡大を図ることで、我が国における研究の厚みを大きくし、引き上げるべき次代の強みを生み出すとともに、全国的な次世代の人材育成にも貢献することを目指します。

2. 対象機関及び事業概要

(1) 公募対象とする機関

ア) 申請機関

本プログラムにおいて中核となる機関。国公立大学の共同利用・共同研究拠点、大学共同利用機関等。(これらに準じ、大学等の枠を超えて他機関の研究者が参画する共同利用・共同研究体制・機能を有する機関)

イ) 参画機関

申請機関が、本プログラムを通じて、従来と異なる研究機関・研究者コミュニティと連携するための「新たなシステム」(ハブ)を形成する上で連携する機関(申請機関とは異なる分野の中核性を持つ機関、又は、申請機関と類似する分野であっても、特徴的な研究リソースや地域との密接な結びつきなど、異なる強み・特色を持つ機関)(複数でも可能)

(2) 事業内容

大学共同利用機関や国公立大学の共同利用・共同研究拠点等が、従来と異なる研究機関・研究者コミュニティと連携するための「新たなシステム」(ハブ)の形成等に関する計画と、当該計画に基づく新分野への展開、次世代の人材育成、新たな産業連携の創出等に関する構想の実現を推進する。

(3) 採択予定件数

1 件程度

(4) 支援期間及び評価

- ・ 本プログラムによる支援期間は最長10年間とする。なお、支援予定期間は、各年度の予算措置の状況によるため、最長10年間の支援を約束するものではない。
- ・ 5年目終了時を目途に中間評価を実施する。ただし、採択機関の計画に応じて、中間評価の実施時期を前後させることも考慮する。
- ・ 中間評価においては、採択された計画の実施状況と構想の進捗状況や今後の展望を審査し、本プログラムによる継続支援の可否、継続支援の期間を決定するとともに、必要に応じて計画・構想の変更を求めることとする。
- ・ 中間評価以外にも、必要に応じて拠点の活動状況や計画の進捗状況等についての報告を求める場合がある。また、3年目終了時を目途にフォローアップを実施予定である。
- ・ 支援期間終了時には、本プログラムによる成果・効果について確認・検証の上、その後の政策形成や各採択機関の将来構想において活用する。

(5) 経費

ア) 申請額

1 件あたり 5 千万円を基準に、申請内容や分野の特性等を踏まえた事業規模を申請可能とする。

- ※ 採択数、各計画の内容・事業規模等により申請額から変更される場合がある。
- ※ 中間評価結果を踏まえ、支援額を増減させる場合がある。

イ) 経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること

(申請可能な費目)

- ・ 人件費
- ・ 事業推進費等（消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費）
- ・ 設備備品費（設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む）

ウ) 経費の使途の例

- ・ 申請機関と参画機関における共通事務局の運営等に必要な経費
- ・ 領域間における用語の共通化及びデータ連携の Protokol 作成や、研究者間における専門・実績・関心のマッチングなど、従来と異なる研究機関等がつながるため、多様なコーディネイト機能（高度専門職人材の人件費、オンラインシステムの開発費 等）の整備に必要な経費
- ・ 研究理論と実験技術や、研究シーズと社会ニーズ、大学の経営方針と研究者コミュニティの意向など、異なる立場の利害を調整・総合するマネジメント人材の雇用に必要な経費
- ・ 新たな学際領域の展開に応じて行う、共同利用・共同研究に供する研究リソースの最適化に向けた改修等に必要な経費
- ・ 新たな学際領域の展開を推進する上で設置する外部有識者委員会の運営等に必要な経費
- ・ 新たに展開する学際領域において次世代の研究者を育成するために必要な経費

(6) 関連施策との関係

国際卓越研究大学に申請中の大学にある共同利用・共同研究拠点等が申請機関や参画機関となることは可能とする。ただし、本プログラムの補助期間中に実施機関が属する大学が国際卓越研究大学に認定された場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本プログラムの取組で重複が生じないように支援する。具体的には、重複する部分については本プログラムからの補助は行わず、重複しない部分についてのみ本プログラムから継続して支援す

ることとする。

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の申請大学及び採択大学が本プログラムの申請機関や参画機関となることは可能とする。「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」で整備する設備等を、本プログラムでも活用し、大学の枠を超えて、より多くの研究者が共同で利用し、共同研究を行う機会を提供するなど、両事業計画間の連携を推奨する。

3. 申請と審査

(1) 申請者

申請者は、以下のとおりとする。

- ア) 申請機関が国公立大学にある研究施設の場合は、国公立大学の長
なお、申請機関は全学的な組織としての位置づけがあることを想定
- イ) 申請機関が大学共同利用機関等の場合は、大学共同利用機関法人の長

(2) 申請内容

申請内容においては、以下のことを示すこと。

- ア) 全体計画と構想（3 ページ以内）
- イ) 実施・連携体制（3 ページ以内）
- ウ) 波及効果（2 ページ以内）
- エ) 各年度の計画（1 ページ以内）
- オ) これまでの活動実績（2 ページ以内）

(3) 審査の観点

ア) 「全体計画と構想」に関する審査の観点

- ・ 全体計画の目的が具体的かつ明確に設定されているか。
- ・ 申請機関が従来対象としてきた研究分野・研究者コミュニティの枠を超え、新たな分野・コミュニティと共創し得るネットワークを形成する計画となっているか。
- ・ 申請機関の（本事業による支援終了後も含めた）構想が明確か。また、本構想に基づく具体的な計画となっているか。
- ・ 本申請内容について申請機関が所属する法人本部のコミットメントが示されているか。

イ) 「実施・連携体制」に関する審査の観点

- ・ 申請機関、参画機関が具体的に記載されているか。
- ・ 全体計画を推進するための実施・連携体制として十分なものとなっているか。
- ・ 参画機関ごとの分野・役割が、それぞれの強み・特色に照らして適切なものとなっているか。
- ・ 申請機関と参画機関の連携を通じて、一貫通貫の研究システム・研究環境が構築されているか。
- ・ 全国の研究者の参画を可能とするシステムが明確になっているか。

ウ) 「波及効果」に関する審査の観点

- ・ 次世代を担う人材育成に貢献することが期待できるか。

- ・技術職員や URA などの高度専門職人材に係る育成・確保に貢献することが期待できるか。
- ・新たな成果創出等によって、多様なステークホルダーとの新たな繋がりを作ることが期待できるか。
- ・申請機関のビジョンも踏まえ、本事業終了後の自立した姿が具体的にしているか。

エ) 「各年度の計画」に関する審査の観点

- ・各年度の予算計画（10年間）は、自己財源や外部資金の活用を含めて妥当か。
- ・申請経費は具体的かつ必要なものとなっているか。

オ) 「これまでの活動実績」に関する審査の観点

- ・申請機関が新たな学際領域の構築に資する既存分野における中核的な研究機関であることが認められるか。
- ・共同利用・共同研究機能を持つ申請機関として十分な実績があることが認められるか。

(4) 審査方法

文部科学省が設置する有識者による事業推進委員会において、申請内容について書面及びヒアリング（必要に応じて実施）により総合的な審査を行う。

4. 留意事項

(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

(2) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助金を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制^{*1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフ

フォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(3) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(4) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する補助金の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○補助金の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

2) 申請及び参加^{*1}資格の制限等の措置

本事業の補助金の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{*2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

3) 不正事案の公表

本事業において、補助金の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

補助事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定

を取り消すことがあります。

(6) 繰越

事業の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(7) 研究設備・機器の共用促進

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2024」（令和6年6月4日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を超えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」 [閣議決定 (R3. 3. 26)]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略2024」 [閣議決定 (R6. 6. 4)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」 (R4. 3 策定)

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

(8) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、事業期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

(9) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公

募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

(10) URA等のマネジメント人材の確保

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、本事業により、URA等のマネジメント人材を雇用する場合には、事業期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。

(11) 論文謝辞等における体系的番号の記載

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文投稿時も同様です。本事業の体系的番号は、JPMXP13xxxxxxxです。体系的番号については、採択後に機関に対してお知らせいたします。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合(体系的番号「JPMXP13xxxxxxx」)

【英文】

This work was supported by MEXT Promotion of Development of a Joint Usage/ Research System Project: Coalition of Universities for Research Excellence Program (CURE) Grant Number JPMXP13xxxxxxx.

【和文】

本研究は、文部科学省共同利用・共同研究システム形成事業～学際領域展開ハブ形成プログラム～JPMXP13xxxxxxxの助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数(二つ)の場合(体系的番号「JPMXP13xxxxxxx」、 「JPyyyyyyy」)

【英文】

This work was supported by MEXT Promotion of Development of a Joint Usage/ Research System Project: Coalition of Universities for Research

Excellence Program (CURE) Grant Number JPMXP13xxxxxxx and MEXT □□
Program Grant Number JPyyyyyyyy.

【和文】

本研究は、文部科学省共同利用・共同研究システム形成事業～学際領域展開ハブ
形成プログラム～JPMXP13xxxxxxx、文部科学省□□事業 JPyyyyyyyy の助成を受
けたものです。

(12) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく
体制整備

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費
の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※1}の内容につい
て遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費
の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願い
いたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体
制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科
学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等
の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(13) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく
「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出

本事業の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管
理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備
等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に回答・提出する
ことが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の交付は認められませ
ん。）

このため、令和7年4月1日以降に、文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、
e-Rad から「令和7年度版チェックリスト」の様式をダウンロードし、必要事項を記
入のうえ、交付申請までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研
究費調整室へ e-Rad を利用して提出[※]（アップロード）してください。

なお、令和6年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわら
ず交付が認められますが、こちらに該当する場合は、令和7年度版チェックリスト
に係る回答・提出手続きを令和7年12月1日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政
法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続

して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

(体制整備等自己評価チェックリストの回答・提出に関する文部科学省ウェブサイト)

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

注意) 上記の URL は令和 6 年度版チェックリストの案内ですので、令和 7 年度版チェックリストの案内は、令和 7 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブサイト参照してください。

※ 提出には、e-Rad の利用環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあたっては、以下のウェブサイトを確認の上、早急に手続きをしてください。登録には通常 2 週間程度を要するため、十分に注意してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

- (14) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備
研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (15) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の交付に当たり、各研究機関^{*1,2}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和7年4月1日以降、文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付申請までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。研究不正行為チェックリストについては、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

注意) 上記の URL は令和6年度版研究不正行為チェックリストの案内ですので、令和7年度版研究不正行為チェックリストの案内は、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトを参照してください。

※1 提出には、e-Rad の利用環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあたっては、以下のウェブサイトを確認の上、早急に手続きをしてください。登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※2 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(16) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研

究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(18) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、申請機関の責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

5. 申請方法及びスケジュール

(1) 申請書類等の提出方法

本プログラムの申請に当たっては、申請書類及び説明動画の提出が必要です。申請者は、指定の様式で申請書類を作成のうえ、説明動画とともに、以下の手順に従い提出してください。

(申請書類等)

① 様式1～様式3

- ・ 様式ごとの「Word ファイル」に加え、様式1～様式3を一つのファイルに結合した「PDF ファイル」も提出してください。

② 事業概要資料

- ・ 申請する事業の概要を「PowerPoint ファイル」の指定様式に1枚にまとめた資料を提出してください。
- ・ 様式1～様式3と同様に、「PDF ファイル」でも提出してください。

※申請書類は、定められた様式を使用してください。文部科学省のウェブサイトに掲載しています。

令和7年度共同利用・共同研究システム形成事業～学際領域展開ハブ形成プログラム～の公募について

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00429.html

③説明動画

- ・ 様式1～様式3及び事業概要資料と併せて、申請内容のポイントを簡単に説明する説明動画の作成及び提出をお願いします。
- ・ 動画の作成は、審査の観点に沿って、簡単な説明をお願いいたします。
- ・ 説明動画は必ず5分以内の長さとしてください。
- ・ 説明動画は、以下の形式の動画としてください。提出後に文部科学省において確認を行った結果、再生ができない場合は、差替えの依頼を行う場合があります。
 - 1) mp4形式のファイルとすること。
 - 2) ファイルが1,000MB以内であること。
- ・ 提出前に予め「Windows media player」で再生可能なことを確認してください。
- ・ 説明の際に使用する資料の提出は不要です。動画ファイルのみを提出してください。

(提出期限) 令和7年5月12日(月)17時【厳守】

(提出方法) 以下のファイル提出URLより、申請書類①「様式1～様式3」、②「事業概要資料」及び③「説明動画」をアップロードしてください。アップロード後は、以下の連絡先のメールアドレスまで提出した旨の連絡をお願いします。

【ファイル提出URL】

<https://mext.ent.box.com/f/9653cdfadf95493e82244d26e70c9e6b>

【連絡先】 文部科学省 研究振興局
大学研究基盤整備課 企画指導係
TEL：03-6734-4082
E-Mail：gakkikan@mext.go.jp

(その他)

- 提出ファイル名は以下のとおり統一の上、アップロードしてください。
 - ①・・・01-1【申請機関名】様式1 or 様式2 or 様式3.docx
01-2【申請機関名】様式1～様式3結合ファイル.pdf
 - ②・・・02-1【申請機関名】事業概要資料.pptx
02-2【申請機関名】事業概要資料.pdf
 - ③・・・03【申請機関名】説明動画.mp4
- 申請書類の提出・受付後に、訂正・再提出及び追加提出等はありません。
- 送信メールの件名は、「【申請機関名】令和7年度学際領域展開ハブ形成プログラムの公募に係る申請」としてください。
- メール到着後、翌日まで(土日祝日を除く。)に受領通知を送信者に対して返信します。受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

(2) スケジュール

令和7年4月2日(水)	公募開始
令和7年5月12日(月)17:00	公募〆切
令和7年5月下旬～8月中旬	審査
令和7年8月下旬	審査結果通知、公表
(以降採択された申請のみ)	
令和7年9月上旬	交付申請
令和7年10月頃	交付決定、事業開始

6. 問い合わせ先

公募要領の内容や様式の記載方法などについて、問い合わせが必要な場合は、以下の宛先まで連絡してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省 研究振興局
大学研究基盤整備課 企画指導係
TEL : 03-6734-4082 (直通)
03-5253-4111 (内線 : 4082)
E-Mail : gakkikan@mext. go. jp